

FB-net インターネットサービス契約約款

平成29年9月1日

富士川シーエーティーヴィ株式会社

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 加入契約者への通知
- 第4条 用語の定義
- 第5条 提供区域

### 第2章 加入契約

- 第6条 加入契約の単位
- 第7条 契約期間
- 第8条 加入申込等
- 第9条 加入契約の成立
- 第10条 権利譲渡の禁止
- 第11条 加入契約者回線の終端
- 第12条 契約事項及び付加機能の変更、追加等
- 第13条 加入契約者回線の移設、移転
- 第14条 加入契約者の地位の承継
- 第15条 利用の一時休止

### 第3章 提供の停止及び契約の解除等

- 第16条 提供の停止
- 第17条 提供の中断
- 第18条 提供の休止
- 第19条 提供の制限
- 第20条 当社が行う加入契約の解除
- 第21条 加入契約者が行う加入契約の解除

### 第4章 料金等

- 第22条 料金等
- 第23条 加入契約者の支払い義務
- 第24条 利用料等の請求時期及び支払い期日
- 第25条 割増金
- 第26条 遅延損害金
- 第27条 端数処理
- 第28条 消費税

### 第5章 保守

- 第29条 当社の維持責任
- 第30条 加入契約者の維持責任
- 第31条 設備の修理又は復旧の順序
- 第32条 加入契約者の切り分け責任

## 第6章 損害賠償

第33条 責任の制限

第34条 インターネットサービスの内容の変更及び終了

第35条 免責

## 第7章 加入契約者の義務及び禁止事項等

第36条 加入契約者の義務及び禁止事項

第37条 情報等の削除等

## 第8章 雑則

第38条 相互接続事業者のインターネット接続サービス

第39条 ID等の管理責任

第40条 通信の秘密

第41条 加入契約者に係る情報の取り扱い

第42条 技術的事項及び技術資料の閲覧

第43条 約款の効力

第44条 合意管轄

第45条 準拠法

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

富士川シーエーティーヴィ株式会社(以下「当社」といいます)は、FB-netインターネットサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます)を定め、FB-netインターネット接続サービスを提供します。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、加入契約者と個別の協議をすることなくこの約款を変更することができ、加入契約者は、約款の変更を予め異議なく承諾するものとします。

2 当社は、変更後の約款を速やかに加入契約者に通知します。

3 約款が変更された場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条 (加入契約者への通知)

当社は、約款及びその他約款に記載のない事項でFB-netインターネットサービスの提供に必要な事項については、次の各号いずれかの方法により、加入契約者に通知します。

(1) FB-netインターネットサービスのホームページ上への掲示。

(2) 加入契約者がFB-netインターネットサービスで利用する電子メールへの配信。

(3) その他当社が適当と認める方法。

### 第4条 (用語の定義)

この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 FB-net インターネットサービス	当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。
2 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス。
3 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
4 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
5 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備。
6 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備。
7 加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約。
8 加入申込者	当社に加入契約の申込みをした者。
9 加入契約者	当社と加入契約を締結している者。
10 加入契約者回線	当社との加入契約に基づいて設置される電気通信回線。
11 端末設備	加入契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、3の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの。

1 2 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備。
1 3 自営端末設備	加入契約者が設置する端末設備
1 4 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの。
1 5 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者。
1 6 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準。
1 7 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

#### 第 5 条（提供区域）

FB-net インターネットサービスは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)（以下「事業法」といいます。）第 9 条に基づき総務大臣の登録を受けた区域において提供します。

## 第 2 章 加入契約

#### 第 6 条（加入契約の単位）

FB-net インターネットサービスの加入契約の単位は、加入契約者回線一回線毎に 1 つの契約（サービス種別又はサービス品目）を締結します。この場合、加入契約者は 1 つの加入契約に付き一人に限ります。

#### 第 7 条（契約期間）

最低契約期間は契約成立日から 1 年間とし、その後 1 ヶ月毎の自動更新とします。

2 最低契約期間内に契約の解除があった場合には、加入契約者は、満たない期間の月額利用料相当額を、解除料として当社が定める期日までに支払うものとします。但し、次の各号いずれかに該当する場合は除きます。

- (1) FB-net インターネットサービスの提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で本サービスを契約（利用）する場合
- (2) 第 2 1 条（当社が行う加入契約の解除）（3）の規定により、当社が契約を解除する場合。

3 前項にかかわらず、契約成立日から 8 日間以内は書面の提出により当該契約を撤回できます。ただし、事務手数料および工事が済んでいる場合はその工事費用は請求されます。

#### 第 8 条（加入申込等）

FB-net インターネットサービスの加入契約の申込（以下「加入申込」といいます。）をする方は、当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入し提出していただきます。

#### 第 9 条（加入契約の成立）

FB-net インターネットサービスの加入契約の成立は、第 8 条（加入申込等）による加入申込に対し当社がこれを承諾した時に成立します。但し、次の各号に該当する場合は承諾しないことがあります。

- (1) FB-net インターネットサービスの提供又は必要な電気通信設備の設置、変更、又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合。
- (2) FB-net インターネットサービスの加入申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠る

恐れがあることが明らかである場合。

- (3) **FB-net**インターネットサービスの加入契約申込書に虚偽の事実を記載した場合。
- (4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に属すると判明したとき。
- (5) **FB-net**インターネットサービスの加入申込者が、第17条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合。
- (6) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- (7) 加入申込者が過去に約款違反等の理由で当社サービスの提供を停止されていた場合。
- (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。

#### 第10条（権利譲渡の禁止）

加入契約者は、**FB-net**インターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第11条（加入契約者回線の終端）

当社は、加入契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入契約者回線の終端とします。尚、端末接続装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入契約者と協議します。
- 3 加入契約者は、端末接続装置の動作に必要な費用を負担するものとします。
- 4 加入契約者は、第21条（当社が行う加入契約の解除）及び第22条（加入契約者が行う加入契約の解除）に定める解除の場合、端末接続装置を速やかに当社に返却するものとします。尚、返却が無い場合は、所定の損害金を当社に支払うものとします。
- 5 加入契約者は、端末接続装置を本来の用法に従い、注意をもって使用することとし、端末接続装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続することはできません。尚、加入契約者が故意又は過失により端末接続装置を故障、破損させた場合は、修理、復旧（紛失又は修復不可能の場合は損害金を適用）に係るすべての費用を当社に支払うものとします。

#### 第12条（契約事項及び付加機能の変更、追加等）

加入契約者は、**FB-net**インターネットサービス及び付加機能（サービス種別又はサービス品目）の変更及び追加等を請求することができます。この場合、第9条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱い、当社所定の申請書に必要事項を記載して提出していただきます。

#### 第13条（加入契約者回線の移設、移転）

加入契約者は、加入契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における加入契約者回線の移設を当社所定の申請書により請求できます。

- 2 移設先が前項に定める場所以外である場合は、当社は、加入契約者回線の移転として取り扱います。但し、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

#### 第14条（加入契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併により加入契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当

社へ届け出ていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

3 第1項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

4 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。

#### 第15条（利用の一時休止）

当社は、加入契約者から請求があったときは、FB-net インターネットサービスを一時休止（休止前と同じ状態で再利用することを条件に端末接続装置を撤去することをいいます。以下同じとします。）を行います。この場合、当社所定の申請書を提出していただきます。

2 前項の一時休止期間は、1年を限度とします。1年を越えて、再開の請求が無い場合、その加入契約は解除されたものとします。

3 加入契約者は、FB-net インターネットサービスを再開するときは、その再開に係る費用を支払うものとします。

### 第3章 提供の停止及び契約の解除等

#### 第16条（提供の停止）

当社は、加入契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、期間を定めてFB-net インターネットサービスの提供を停止することがあります。

- (1) FB-net インターネットサービスに係る料金等の請求に対し、支払期日を過ぎてもなおも支払わないとき。（当社が指定する料金収納事務以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）
- (2) 加入契約の申込に当たって虚偽の事項を記載した事が判明したとき。
- (3) 第37条（加入契約者の義務及び禁止事項等）の規定に違反したとき。
- (4) 事業法又は電気通信事業法施行規則（昭和60年4月1日郵政省令第25号）（以下「事業法施行規則」といいます。）に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 前各号の掲げる事項の他、この約款の規定に違反する行為で、当社業務の遂行又は電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、FB-net インターネットサービスの提供を停止するときは、予めその理由、実施期日及び期間を加入契約者に当社の定める方法で通知します。サービスの再開には、所定の再開手数料が発生します。

#### 第17条（提供の中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、FB-net インターネットサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
- (3) 第20条（提供の制限）の規定によるとき。

2 前項の規定により FB-net インターネットサービスの提供を中断するときは、予めそのことを当社の定める方法で加入契約者にお知らせします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第18条（提供の休止）

当社は、相互接続事業者との間で締結している相互接続の一時停止、又は相互接続の解除、若しくは、相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止等により、加入契約者が FB-net インターネットサービスを利用出来なくなった時は、FB-net インターネットサービスの提供を休止します。

2 前項の規定により FB-net インターネットサービスの提供を中断するときは、予めそのことを当社の定める方法で加入契約者にお知らせします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第19条（提供の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、FB-net インターネットサービスの提供を制限することがあります。

2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 加入契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その提供を制限することがあります。

#### 第20条（当社が行う加入契約の解除）

当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。

(1) 第17条（提供の停止）の規定により FB-net インターネットサービスの提供を停止された加入契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 前項の規定に係らず第17条（提供の停止）第1項の各号に該当する場合で、その事実が当社の業務遂行上支障を及ぼすとき。

(3) 電気通信回線の地中化等、当社又は加入契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で FB-net インターネットサービスの継続ができないとき。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知若しくは催告しないで直ちに加入契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項及び第2項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。但し、撤去に伴い、加入契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

#### 第21条（加入契約者が行う加入契約の解除）

加入契約者は、加入契約を解除しようとするときは、当社に対し解除日の1ヶ月前までにそのことを当社所定の書面によりその旨を申し出るものとします。

2 前項による加入契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産及び端末接続装置等を撤去します。また、撤去に伴い、加入契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。



## 第4章 料金等

### 第22条 (料金等)

当社が提供するFB-net インターネットサービスの料金は、利用料及び付加機能使用料（以下「利用料等」といいます。）、手続きに関する料金及び工事に関する費用等とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第23条 (加入契約者の支払義務)

加入契約者は、その加入契約に基づいてFB-net インターネットサービスの提供を開始した日の属する月（付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、加入契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日の属する月）の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）について、当社が提供するFB-net インターネットサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料等の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりFB-net インターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、加入契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- (2) 提供の停止があったときは、加入契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要しません。
- (3) 前2号の規定によるほか、加入契約者は、次の表に掲げる場合を除き、FB-net インターネットサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
加入契約者の責めによらない理由により、FB-net インターネットサービスを全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するFB-net インターネットサービスについての利用料等。（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
当社の故意又は重大な過失により、FB-net インターネットサービスを利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するFB-net インターネットサービスについての利用料等。
利用を休止したとき。	利用の一時休止期間。但し、次に挙げる休止期間（1ヶ月とみなします）の利用料等は除きます。  ・休止を行った日と再開した日が同一の月であるとき。

	・休止を行った日と再開した日が連続した2暦月にまたがる時。
--	-------------------------------

3 初期費用は、第9条（加入契約の成立）により、契約が成立した時に発生します。但し、手続きの着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

4 工事に関する費用は、工事が完了したときに発生します。但し、工事の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。又、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前記の規定にかかわらず、加入契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、当社が別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

5 契約事項の変更に伴う費用は、契約事項に変更が生じたときに、支払い義務が発生します。

6 当社は、支払いを要しないこととされた料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第24条（利用料等の請求時期及び支払い期日）

利用料等は、次項の場合を除き、毎月当社が定める日に翌月分を請求致します。

2 当社は、第24条3項、4項及び5項による加入契約成立、工事完了又は契約事項変更後、速やかに請求します。

3 前各項の定めにより FB-net インターネットサービスに係る料金の請求を受けた加入契約者は、当社が指定する期日、方法により支払うものとします。

#### 第25条（割増金）

加入契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する方法により支払わなければなりません。

#### 第26条（遅延損害金）

加入契約者は、FB-net インターネットサービスに係るすべての料金又は割増金の支払いを遅延した場合、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

#### 第27条（端数処理）

当社の料金計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

#### 第28条（消費税）

加入契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別に定める料金表等の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第5章 保守

#### 第29条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第30条（加入契約者の維持責任）

加入契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### 第31条（設備の修理又は復旧の順序）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法及び事業法施行規則に規定された重要通信の確保を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序で電気通信設備を修理又は復旧します。

### 第32条（加入契約者の切り分け責任）

加入契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、加入契約者から要請があった場合には、当社は速やかに原因を調査し、設備を修理し、又は復旧します。

3 当社は、前各項の請求に基づいて調査した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第6章 損害賠償

### 第33条（責任の制限）

当社は、FB-net インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、FB-net インターネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額【料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月〔1の暦月の起算日（当社が加入契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。〕】の前12料金月の一日当たりの平均利用料（前12料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりFB-net インターネットサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定に係らず、当社は、FB-net インターネットサービスの利用により発生した加入契約者と第三者との間に生じた加入契約者又は第三者の損害、及びインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した加入契約者と第三者との間に生

じた加入契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### 第34条（インターネットサービスの内容の変更及び終了）

当社は、FB-net インターネットサービスの内容を変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によって起こる損害賠償には応じません。

#### 第35条（免責）

当社は、加入契約者がFB-net インターネットサービスの利用に関して損害を被った場合、第34条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任もおいません。

2 当社は、FB-net インターネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事に当たって、加入契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。但し、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に加入契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

### 第7章 加入者の義務及び禁止事項等

#### 第36条（加入契約者の義務及び禁止事項）

当社は、FB-net インターネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入契約者が負うものとします。

2 加入契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 加入契約者が当該加入契約者の家族その他の者（以下「利用者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該FB-net インターネットサービスの利用に係る料金等の負担に合意して契約を締結したときは、当該加入契約者は、当該利用者に対しても、加入契約者と同様に当社約款を遵守させる義務を負うものとします。

4 加入契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。但し、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

5 加入契約者は、故意に加入契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

6 加入契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等（インターネット接続サービスを同時に複数の自営端末設備又は自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含む。）を取り付けないこととします。

7 加入契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

8 加入契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

9 加入契約者は、インターネット接続サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。

10 加入契約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。

11 加入契約者は、インターネット接続サービスを利用する権利を有償、無償を問わず再販売し、第三者に利用させないものとします。

12 加入契約者は、インターネット接続サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア）を接続しないものとします。

13 その他、加入契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）

する行為

- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

### 第37条 (情報等の削除等)

当社は、加入契約者のFB-net インターネットサービスの利用が第37条(加入契約者の義務及び禁止事項)の禁止事項等に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他理由でFB-net インターネットサービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第37条(加入契約者の義務及び禁止事項)に該当する禁止事項等の行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 加入契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、加入契約者が発信又は常時する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状況に置きます。

2 前項の措置は加入契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

## 第8章 雑則

### 第38条 (相互接続事業者のインターネット接続サービス)

FB-net インターネットサービスの加入申込の承諾を受けた方又は第14条(加入契約者の地位の承継)の規定に該当する方は、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用規約を締結することとなります。この場合において、その承諾、承継を受けた加入契約者は、当社が利用規約により生じることとなる相互接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

### 第39条 (ID等の管理責任)

加入契約者は、当社から発行された自己のID(アカウント名、パスワード)の使用及び管理についてすべての責任を負うものとします。

2 加入契約者は、当社から発行された自己のIDを紛失又は失念した場合は、直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。その際、当社が別に定める手数料を支払っていただく場合があります。

3 加入契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が加入契約者のIDを使用し、FB-net インターネットサービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対してすべての責任を負うものとします。

#### 第40条（通信の秘密）

当社は、事業法第4条（秘密の保護）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、加入契約者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- （1）通信当事者の同意がある場合。
- （2）刑事訴訟法第218条（昭和23年法律第131号）、その他の法令若しくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分、その他裁判所の命令等による強制の処分が行われる場合。

#### 第41条（加入契約者に係る情報の取り扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令507号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）及び当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーに基づき、FB-net インターネットサービスを提供するために必要な加入契約者に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。

2 前項により、収集し知り得た加入契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- （1）サービスの提供（顧客管理、課金計算、料金請求、資料送付、施行、修理、障害検知、復旧等を開始、継続、又は終了する業務）を行う場合。
- （2）当社が提供するサービス（有線テレビジョン放送、インターネット接続サービス及びそれぞれの付加機能等）の加入促進を目的とした営業活動を行う場合。
- （3）サービスの新規開発、サービスの向上、顧客満足、視聴調査、解約理由の調査、分析を行う場合。
- （4）上記（1）～（3）の他、加入契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用する場合。

3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- （1）本人の同意がある場合。
- （2）加入契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関等の関係機関に個人情報を開示する場合。
- （3）裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合。
- （4）法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
- （5）人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
- （6）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合。

#### 第42条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び加入契約者がFB-net インターネットサービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### 第43条（約款の効力）

約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された

場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

#### 第44条（合意管轄）

インターネット接続サービス及び加入契約に関し、当社と加入契約者との間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する甲府地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第45条（準拠法）

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 付則

この約款は、平成29年9月1日から実施します。



## インターネット契約料金表

### 利用料金

名 称	料 金	備 考
2M コース(標準)	¥2,500	
2M コース(セット割)	¥2,000	CATV 利用中が対象※1
25M コース(標準)	¥3,700	
25M コース(セット割)	¥2,700	CATV 利用中が対象※1
100M コース(標準)	¥5,500	FTTH エリアのみ
100M コース(セット割)	¥4,500	CATV 利用中が対象※1 FTTH エリアのみ
追加メールアドレス	¥300	

### 初期費用、随時料金

名 称	料 金	備 考
手数料	¥3,000	登録、再発行、アカウント変更など
工事費(標準)	¥30,000	
工事費(セット割)	¥17,000	CATV 利用中が対象※1

料金は全て本体価格です。別途消費税が加算されます。  
付随工事が発生する場合は、別途お見積りいたします。

※1 CATV 利用中とは、当社と加入契約を結び、これに基づいてCATVサービスの提供を受ける場合を言う。

ただし、アパート等、分配による回線の増設契約を伴うもの(富士川シーエーティーヴィ株式会社 加入約款 第2条2))は、増設回線を含め適用外とする。